



## 忘れていませんか？

# 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き

子どもが生まれたとき、引っ越しをするとき、婚姻・離婚等で保護者が変更になるとき、児童と別居することになったとき等は、速やかに届出をしてください。

届出を忘れると、本来受けることができる手当が受けられなくなることがあります。

### 児童手当

**対象者** 児童を養育している保護者（2人以上いる場合は、より所得が高い方）

**支給期間** 児童が18歳になった後の最初の3月31日まで

**手当額（月額）** **児童手当** 【3歳未満】15,000円 【3歳以上～高校生年代】10,000円（第3子以降）30,000円  
※「第3子以降」とは、養育している大学生年代以下（22歳になった後の最初の3月31日まで）の子のうち、年長者から順に数え、3番目以降になる子

### 児童扶養手当

**対象者** 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者等

**支給期間** ①または②の期間

①児童が18歳になった後の最初の3月31日まで

②心身に中度以上の障害がある児童が20歳になる前まで

**手当額（月額）** 令和7年4月分から改定

46,690円～11,010円（対象児童が1人の場合）

※所得制限限度額を超える場合は、手当が支給されなくなります。

▶ 児童福祉課（☎64・3153、64・3220）、☎地域振興課（☎75・0255）、☎地域振興課（☎72・2523）  
☎地域振興課（☎322・1451）

### 特別児童扶養手当

**対象者** 身体または精神に障害がある児童を養育している保護者

**支給期間** 児童が20歳になる前まで

**手当額（月額）** 令和7年4月分から改定  
【1級】56,800円 【2級】37,830円

**その他** 手当を受給中の方で、児童の障害の程度が重くなった場合等は届出が必要です。

※所得制限限度額を超える場合は、手当が支給されなくなります。



## ご存知ですか？ 障害のある方等への手当について

障害者（児）またはその介護者の方に次の手当を支給しています。

▶ 地域福祉課（☎64・3204）

### 障害者福祉金

**対象者** 市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳をお持ちの方（障害関係施設入所者は、市が援護している方に限る）

**支給額** ※申請月の翌月分から支給します。

- ・月額3,000円（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）
- ・月額1,500円（身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、精神障害者保健福祉手帳2級所持者）
- ・月額750円（身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者）

**支給月** 8月、2月

### 特別障害者手当

**対象者** 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場合があります。

**支給額** 月額29,590円

**支給月** 5月、8月、11月、2月

### 重度心身障害者介護手当

**対象者** 65歳未満の障害者で、居宅で6カ月以上常時寝たきりまたはこれと同様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の心身障害者を介護する方

※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス（自立支援医療費、補装具費の支給を除く）を受けている場合や、市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合があります。

**支給額** 年額10万円 **支給月** 2月

※1月から12月までの手当を翌年2月に支給します。

### 障害児福祉手当

**対象者** 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場合があります。

**支給額** 月額16,100円

**支給月** 5月、8月、11月、2月



## 带状疱疹予防接種について

令和7年度から定期接種になります

令和7年度から、带状疱疹ワクチンの予防接種が、一部の年齢の方を対象に、予防接種法に基づく定期接種の対象になります。

ただし、**たつの市では令和7年度に限り**、50歳以上の定期接種対象者以外の方においても、任意接種として同様の助成を行います。



### 带状疱疹について

带状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが、加齢や疲れなどによる免疫力の低下により再活性化することで発症します。

神経に沿って体の左右どちらかに帯状に時に痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が生じます。合併症の一つとして、皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあるため、予防することが大切です。

带状疱疹を予防する方法として、ワクチン接種や、日ごろからの体調管理により免疫力を低下させないことが大切です。

**令和7年度の対象者** 接種日当日においてたつの市の住民であり、過去に助成を受けたことのない下記の方

定期接種	●年度内に65歳となる方
	●接種日において60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方
任意接種	●年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方（令和7年度～令和11年度のみ）
	●令和7年度内に101歳以上となる方（令和7年度のみ）
任意接種	●接種日において50歳以上の定期接種対象以外の方

費用・回数	乾燥弱毒生水痘ワクチン「生ワクチン」	1回当たり 4,000円（1人1回限り）
	乾燥組換え带状疱疹ワクチン「不活化ワクチン」	1回当たり 10,000円（1人2回限り）

**接種手続き** 健康課（はつらつセンター）または各総合支所地域振興課窓口で、事前に申請手続きをしてください。（各総合支所での接種手続きは要予約）

※予防接種の種類（生ワクチンまたは不活化ワクチン）を医師と相談の上、決めてからお越しください。

**接種医療機関** たつの市・太子町・姫路市・相生市・宍粟市・赤穂郡・佐用郡医師会の各予防接種実施医療機関

※定期接種の対象者：申請により上記市町以外の県内医療機関での接種は可能。

任意接種の対象者：上記市町以外での接種は全額自費接種となります。

▶ 健康課（はつらつセンター内）（☎63・2112）、☎地域振興課（☎75・3110）、☎地域振興課（☎72・6336）  
☎地域振興課（☎322・3496）



## 「高齢者・認知症サポート店」の登録を募集

認知症サポーターがおり、高齢者や認知症の人が安心して利用できる店舗等を「高齢者・認知症サポート店」として登録し、掲示用ステッカーを配付します。次の登録対象に該当する場合は、ぜひ申請をしてください。

**登録対象** 令和元年度以降に「認知症サポーター養成講座（認知症キッズサポーター養成講座を除く）を受講した認知症サポーターが1名以上在籍しており、「高齢者・認知症サポート店」として市ホームページ等へ掲載することに同意できる店舗等

- 登録手順**
- ①認知症サポーター養成講座を受講し、「認知症サポーター」になる。
  - ②「高齢者・認知症サポート店登録申請書」を地域包括支援課へ提出する。
  - ③「高齢者・認知症サポート店」ステッカーを市民に見えやすい場所に掲示する。

**認知症サポーターとは？** 高齢者や認知症について正しい知識を修得し、高齢者・認知症の人やその家族を見守り応援する人のことです。

**認知症サポーターになるには？** 自治体または企業が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。受講を希望する場合は、お問い合わせください。

**申請・問い合わせ先** 地域包括支援課（☎64・3125）



高齢者・認知症サポート店ステッカー